

## 広島県教育委員会広報紙「くりっぷ」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県教育委員会が発行する保護者向け広報紙「くりっぷ」(以下「広報紙」という。)に掲載する広告の募集、掲載基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告枠等)

第2条 広告枠は、広報紙の各号最終面に置く。

2 広報紙各号の広告枠数は3とし、1枠当たりの大きさは、縦50ミリメートル、横120ミリメートルとする。ただし、広告枠が2枠と指定された場合の広告枠の大きさは、縦50ミリメートル、横240ミリメートル又は縦100ミリメートル、横120ミリメートルとし、広告枠が3枠と指定された場合の広告枠の大きさは、縦50ミリメートル、横360ミリメートル又は縦150ミリメートル、横120ミリメートルとする。

3 広告には、広告主及び広告主の連絡先を明瞭に表示しなければならない。

4 広告の上部に、縦5ミリメートル、横10ミリメートル以上の大きさに「広告」と表示しなければならない。

(掲載する広告の内容)

第3条 掲載する広告の内容は、児童、生徒又は幼児の健全な育成を損なうおそれのないもので、かつ、県民に不利益を与えないものでなければならない。

(掲載基準)

第4条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広報紙に掲載しない。

- (1) 法令等(法令又は条例等をいう。)に違反し、又はそのおそれがあると認められるもの
- (2) 特定の主義又は主張に当たるもの(意見広告を含む。)
- (3) 個人の氏名を広告するもの
- (4) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるもの
- (5) 人権を侵害し、差別を助長し、若しくは名誉を毀損し、又はそのおそれがあると認められるもの
- (6) 他人を誹謗し、若しくは中傷し、又はそのおそれがあると認められるもの
- (7) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治教育その他政治的活動(公の選挙又は投票において特定の人若しくは事件を支持し、又はこれに反対する目的をもってなされるものを含む。)に当たり、又はそのおそれがあると認められるもの
- (8) 特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動に当たり、又はそのおそれがあると認められるもの
- (9) 投機心若しくは射幸心をあおり、又はそのおそれがあると認められるもの
- (10) 内容が虚偽の若しくは誇大な宣伝に当たり、又はそのおそれがあると認められるもの
- (11) 事実と異なるもの
- (12) 青少年の健全な育成を阻害し、又はそのおそれがあると認められるもの
- (13) その他広報紙に掲載する広告として適当でないと教育長が認めるもの

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる業種又は事業者に係る広告は、広報紙に掲載

しない。

- (1) たばこに関する業種又は事業者（別に定める場合を除く。）
- (2) 酒に関する業種又は事業者（別に定める場合を除く。）
- (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に基づく免許を受けずに医業類似行為を行う事業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき、許可、届出等を要する営業
- (5) 教科用図書の発行者（別に定める場合を除く。）
- (6) ギャンブル（当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に基づく当せん金付証票によるもの及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）に基づくスポーツ振興投票券によるものを除く。）に関する業種又は事業者
- (7) 学習塾、私立学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）その他これらの業種に準じるもの
- (8) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業
- (9) 行政機関又は公的機関から指名停止などの処分を受けている事業者又は行政指導を受け、その後も改善がなされていない事業者
- (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続中の事業者
- (11) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に規定するインターネット異性紹介事業に関する業種又は事業者
- (12) その他広報紙に掲載する広告の業種又は事業者として適当でないと教育長が認めるもの  
(広告掲載料)

第 5 条 広告掲載料は、広報紙各号の広告枠 1 枠当たり、10 万円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）以上とする。

(広告の募集)

第 6 条 広告の募集は、広島県教育委員会ホームページへの掲載等により行う。

(広告掲載の申込み)

第 7 条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、別記様式第 1 号による広島県教育委員会広報紙広告掲載申込書（以下「掲載申込書」という。）を教育長が別に定める期限までに提出するものとする。

2 申込者は、広報紙各号について、2 枠又は 3 枠同時に広告の掲載を希望することができるものとする。

3 教育長は、第 1 項の規定による掲載申込みがあった場合において必要と認めるときは、申込者に対し、広告の掲載に必要な範囲内で資料の提出を求めることができる。

(広告審査会)

第 8 条 次条第 1 項の規定による審査を行うため、広島県教育委員会広報紙広告審査会（以下

「広告審査会」という。)を設け、必要の都度開催する。

- 2 広告審査会は、委員長及び委員で構成する。
- 3 広告審査会の委員長は管理部長とし、委員は別表に掲げる職にある者をもって構成するほか、必要に応じて意見を聴取する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長の職務を代理する。
- 5 広告審査会の庶務は、管理部総務課秘書広報室が処理する。

(広告掲載の決定)

第9条 教育長は、第7条第1項の規定による掲載申込みがあったときは、広告審査会の審査を経て、広告の掲載を決定する。

- 2 教育長は、前項の規定により掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、その決定の内容を別記様式第2号による広島県教育委員会広報紙広告掲載決定通知書又は別記様式第3号若しくは別記様式第4号による広島県教育委員会広報紙広告非掲載決定通知書により通知する。

(広告掲載決定順序)

第10条 掲載申込みがあった広告(第4条第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しないものに限る。)が広告枠数を超えるときは、次に掲げる順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 1枠当たりの広告掲載料が、他の申込者より高額である者の広告
  - (2) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告
  - (3) 公益法人及び公益的団体の広告(前号に掲げるものを除く。)
  - (4) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
  - (5) 私企業又は事業を営む個人であつて県内に事業所、事務所等を有するものの広告(前号に掲げるものを除く。)
  - (6) 前各号に掲げるもの以外の広告
- 2 前項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより掲載する広告を決定できないときは、抽選により掲載する広告を決定する。

(広告掲載料の納付)

第11条 第9条第2項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を、知事が発行する納入通知書により一括して納付しなければならない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告及び掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、第9条第2項の規定により決定を受けた広報紙への広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿（デジタルデータに限る。以下同じ。）を自己の負担により作成し、別に指定する期日までに教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による広告原稿の提出があったときは、その内容が、掲載申込書に記載された内容と相違していないこと、第4条第1項各号及び第2項各号に該当するものでないこと並びに法令等及びこの要領に違反していないことを確認するものとする。

3 教育長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿の内容が適当でないと認めたときは、広告主に対し、広告原稿の変更を求めるものとする。

4 前項に規定する変更に必要な経費は、広告主の負担とする。

（広告の掲載）

第14条 教育長は、前条第1項の規定により提出のあった広告原稿（同条第3項の規定により変更されたものを含む。）の内容が適当と認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

（広告掲載の取消し等）

第15条 教育長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（1）納入通知書により指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

（2）指定された期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。

（3）第13条第3項の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。

（4）その他広報紙への広告の掲載が不相当であると判断したとき。

2 教育長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したことにより、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は、返還しない。

（広告掲載料の返還）

第16条 広告の掲載の決定後掲載の開始前において、広告主の責に帰すことができない理由により広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利息を付さない。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、広報紙への広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

委 員	総務課秘書広報室長 総務課法務係長 教職員課企画調整係長 施設課施設係長 健康福利課福利調整係長 文化財課文化財保護係長 学校経営課学校財務係長 教育改革課入学者選抜制度推進担当主査職に相当する者 教育支援推進課企画調整係長 義務教育指導課企画調整係長 個別最適な学び担当企画調整担当主査職に相当する者 高校教育指導課企画調整係長 豊かな心と身体育成課管理係長 特別支援教育課管理係長 生涯学習課管理係長
-----	--